組合員の資格取得手続き（資格取得に伴う被扶養者認定の手続き）

資料３

（１）本人の健康保険資格の取得手続きについて

大阪府内の公立学校の教職員などの職員となった日から公立学校共済組合大阪支部の組合員の資格を取得します。健康保険資格の取得手続きは、以下のとおりです。
この手続きの後、医療保険のデータベースへ資格情報の登録が完了するまでは、マイナ保険証であっても、公立学校共済組合大阪支部の保険証として使用できませんのでご注意ください。
（注）新規加入者のうち、令和６年度末まで当支部の組合員であった方については、下記の手続きと異なる場合がありますので、**「年度替わりの手続きパターン」**を確認してください。

ア　事業主からデータ提供がある場合

・府費負担の教職員※ただし正職員で年度途中の採用者・異動者については下記イの対象になります。
・大阪市費負担・堺市費負担の教職員
・大阪公立大学の教職員
・政令市以外の市費負担の教職員のうち、泉佐野市、吹田市、泉南市、東大阪市、枚方市、八尾市泉大津市、貝塚市の方
（教職員とは、正規職員、任期付職員・臨時的任用職員・非常勤職員のことを指します。）

事業主からのデータに基づき、公立学校共済組合大阪支部から所属所あてに
①資格確認書（医療機関にて健康保険資格を示すもの）、②登録内容確認通知書
を送付しますので、送付時に同封している案内に従って手続きを行ってください。
・データの提供時期にもよりますが、概ね４月中旬から下旬までを目途に発送予定です。
・データの提供は職種等により異なるため、同一所属所内でも送付が前後することがありますのでご了承ください。
・被扶養者認定を急がれる場合であっても、本人の資格確認書の交付まではご家族のお手続きはできませんので、事前に下記（２）の提出書類の準備を行っていただき、本人の資格確認書の交付・到着をお待ちください。

イ　事業主からのデータ提供がない場合（上記アに該当しない場合）

下記①～④の提出書類を各所属所から資格担当あてに提出してください。
すべての提出書類の受領後に手続きを進め、完了後、所属所あてに資格確認書（医療機関にて健康保険資格を示すもの）を送付します。

＜提出書類＞（◎は、共済組合所定の様式）
①◎「組合員資格取得届書」
②◎「組合員個人番号報告書」
③根拠書類
正規職員・任期付職員・臨時的任用職員の場合：採用辞令の写し
非常勤職員の場合：任用通知書の写（社会保険適用の有無・週勤務時間等の記載が必要）
④◎「年金加入期間等報告書」（一般組合員のみ必要）
（平成９年１月１日以降、公立学校共済組合大阪支部の組合員になったことのある方は 提出を省略できます。）

資格取得等に伴う注意事項

①　資格確認書が届くまでに医療機関を受診される場合は、一旦、窓口で全額負担することになりますが、自己負担した診療費のうち保険診療分については、資格確認書の受領後、医療担当へ「療養費・家族療養費」の請求をすることで給付を受けることができます。

②　当共済組合の資格取得した方が、資格取得する前は健康保険（当共済組合も含む）の被扶養者であった場合、被扶養者の取消手続きを行ってください。

③　**任意継続組合員に加入している方が、現職の組合員として採用された場合**

・任意継続組合員の組合員期間中に、再び大阪支部の（現職）組合員となるときは、任意継続組合員の資格は喪失します。

・任意継続組合員の加入時に送付した「任意継続組合員のしおり」に手続き方法と様式を掲載していますので資格喪失の申出を行ってください。申出により、未経過の任意継続組合員掛金が還付されます。

・**現職の組合員として**の任用満了後、再度、任意継続組合員になるには、改めて引き続く１年と１日以上の現職組合員期間が必要ですので、ご留意ください。

（２）被扶養者の認定手続き（家族を健康保険上の被扶養者とするための手続き）

下記①または②の提出書類を各所属所から資格担当あてに提出してください。
すべての提出書類の受領後に手続きを進め、完了後、所属所あてに**資格確認書**（医療機関にて健康保険資格を示すもの）を送付します。
この手続きの後、医療保険のデータベースへ被扶養者情報の登録が完了するまでは、マイナ保険証であっても、公立学校共済組合大阪支部の保険証として使用できませんのでご注意ください。

①　当支部の資格取得前に公務員共済組合に加入であった方が、引き続き扶養認定を希望する場合

主に人事異動等により加入する健康保険が変更になった方が、前健康保険組合で被扶養者の認定を受けていたご家族を、当共済組合でも被扶養者として認定を希望される場合は、通常の提出書類ではなく、下記のとおり必要な書類を一定省略した手続きでも、被扶養者の認定を受けられます。

他の公務員共済組合からの転入（注）の場合に 提出が必要な書類（公立共済他支部からの転入を含む）
◎「被扶養者認定申告書」 ◎「被扶養者個人番号報告書」 ◎「被扶養者認定に関する申立書(異動者用)」 ・「資格喪失証明書」(被扶養者が記載されているもの) ◎「国民年金第３号被保険者関係届」(20 歳以上 60 歳未満の配偶者の場合のみ)

◎は共済組合所定の様式ですので、当支部ホームページからダウンロードしてご利用ください。
(注)転入とは一日も間の空かないもののみを指します（間が空く場合は下記②の取扱いとなります)。

②　①以外の場合で扶養認定を希望する場合

前頁（１）の本人の健康保険資格の取得手続きがアの方については、本人の資格確認書到着後に、送付時に同封している案内に従って手続きを行ってください。
なお、本人の資格確認書到着までは家族の扶養認定手続きはできませんので、被扶養者認定を急がれる場合は、下記の＜提出書類＞について、本人の資格確認書の到着後、速やかな提出ができるようご準備をお願いします。

前頁（１）の本人の健康保険資格の取得手続きがイの方については、本人の資格取得届の提出と同時か、提出後に下記の＜提出書類＞を提出してください。
なお、本人の資格取得手続き完了までは家族の扶養認定手続きはできません。

＜提出書類＞
1. ◎被扶養者【認定・取消】申告書
2. ◎<被扶養者の認定書類一覧表>記載の添付書

（３）資格確認書交付後の送付書類等の流れ（詳細は、資格確認書交付時に同封の案内を参照してください。）

提出いただいた個人番号をもとに、医療保険のデータベースへ健康保険資格情報の登録を行います。登録完了後に、「資格情報のお知らせ」を所属所を通じて交付します。

※「資格情報のお知らせ」が交付される前でも、マイナポータルにて今回の当共済組合への加入情報が確認できるようになれば、マイナ保険証を当共済組合の保険証として使用して保険診療を受けることができます。

マイナ保険証を保有していない方には、交付済みの資格確認書の有効期限到来前に、有効期限を更新した「資格確認書」を所属所を通じて交付します。更新にあたっては、申請は不要です。